

# 入湯税納入申告のご案内

令和5年4月



## 目次

### はじめに

1	入湯税の概要	1 ページ
2	納税義務者	2 ページ
3	課税免除	2 ページ
4	税率	2 ページ
5	徴収の方法	2 ページ
6	特別徴収義務者	2 ページ
7	帳簿の記載	3 ページ
8	申告納入の手続	3 ページ
9	延滞金・加算金等	3 ページ
10	鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書の提出	4 ページ
11	税務調査	4 ページ
12	申告書の記入例	5 ページ

### はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様には、入湯税の徴収に当たりまして格別のご尽力をいただき、ありがとうございます。入湯税は、地方税法で用途が定められている目的税であり、本市におきましては、次の事業に使われています。

事業名	金額
環境衛生施設の整備	1,147 千円
消防施設・消防活動施設の整備	2,035 千円
観光の振興	40,716 千円
観光施設の整備	13,800 千円
合計	57,698 千円

※ 表中の金額は、令和3年度決算における数値です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び松本市市税条例の規定に基づき、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯者から徴収していただき、毎月、松本市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

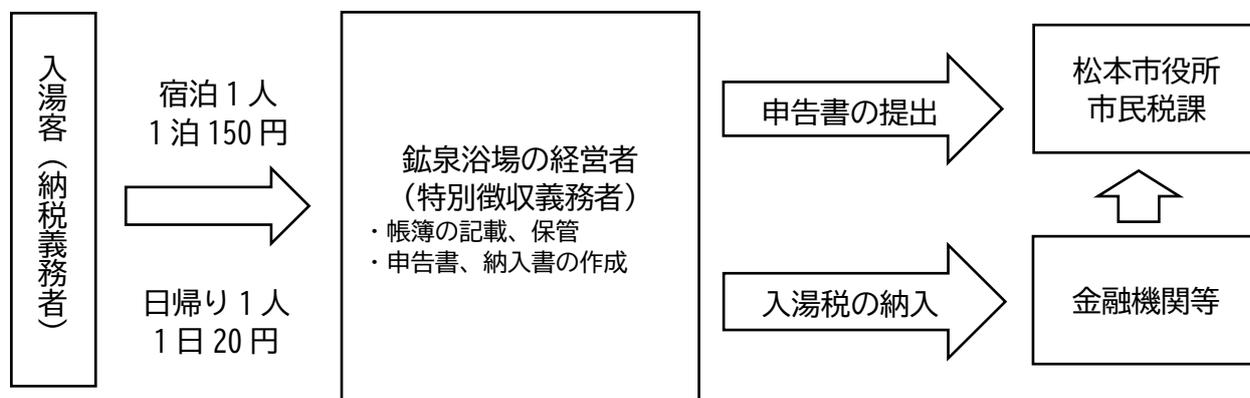
鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この冊子をご覧ください、入湯税の徴収方法や申告納入の手続についてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

# 1 入湯税の概要

## (1) 松本市の入湯税の概要

納税義務者	鉱泉浴場の入湯客
課税免除の範囲	① 年齢 12 歳未満の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯 ③ 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯（修学旅行等教師引率のもとに学校教育の一環として全校又は学年毎に行われる行事） ④ 専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設で、市長が別に定めるものにおける浴場に入湯する者 ⑤ 自炊用の簡素な施設、専ら日帰り客の利用に供される施設で利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して著しく低く定められている施設で市長が別に定めるものにおける浴場に入湯する者
税率	① 宿泊客 1 人 1 泊につき 1 5 0 円 ② 日帰り客 1 人 1 日につき 2 0 円
徴収の方法	特別徴収の方法（地方公共団体以外の方が地方税を徴収する方法）によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
申告納入の手続	特別徴収義務者は、鉱泉浴場の入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書を提出するとともに、徴収金を納入してください。
特別徴収義務者の申告	① 新たに鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記入した鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書を提出してください。 ② 提出した申告書の内容に変更があったときは、直ちにその旨を記入した申告書を提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から 1 年間（可能であれば 7 年間）保存してください。

## (2) 入湯税納入の流れ



## 2 納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）において入湯する方です。

- ・ 「鉱泉浴場」とは、温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。
- ・ 温泉を外から運んできて利用する浴場、いわゆる「運び湯」による温泉施設も、入湯税の課税の対象となります。

## 3 課税免除

次のいずれかに該当する場合は、入湯税の課税が免除されます。

### (1) 年齢 12 歳未満の方

外国人観光客の方であっても、12 歳未満の年齢に相当する場合は課税免除となります。

### (2) 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯

- ・ 「共同浴場」とは、業として経営する浴場ではないもので、寮、社宅、療養所等に付設され、専ら日常の利用に供される施設をいいます。
- ・ 「一般公衆浴場」とは、物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入浴料金を定めている銭湯などの浴場をいいます。

### (3) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯

学校教育法に規定する学校の生徒、引率者等で、修学旅行等教師引率のもとに学校教育の一環として全校または学年毎に行われる行事における入湯

- ・ 学校教育法第 1 条に規定する学校を対象とし、具体的には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校です。したがって、上記の学校以外の、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校）や海外の学校の生徒等は、学校の行事であっても課税免除の対象になりません。
- ・ 課税免除の対象者は、学校教育上の行事に参加した児童、生徒、学生、生徒等の引率を行う教師などの学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会の応援のために参加する保護者などは該当しません。

## 4 税率

(1) 宿泊 1 人 1 泊につき 1 5 0 円

(2) 日帰り 1 人 1 日につき 2 0 円

- ・ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数にかかわらず、宿泊客は 1 泊につき、日帰り客は 1 日につき、入湯税が課税されます。
- ・ 複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。
- ・ 「宿泊」とは、旅館業法に規定する、寝具を利用して就寝を伴い、施設を利用することをいいます。

## 5 徴収の方法

特別徴収の方法によります。

- ・ 「特別徴収」とは、地方公共団体以外の者が、地方公共団体に代わって地方税を徴収する方法です。

## 6 特別徴収義務者

鉱泉浴場の経営者です。

## 7 帳簿の記載

特別徴収義務者は、①課税対象となる入湯客数、②課税免除される入湯客数、③入湯客総数、④入湯税額等必要事項を帳簿に記載し、1年間（可能であれば7年間）保存してください。

## 8 申告納入の手続

### (1) 入湯税納入申告書の提出

特別徴収義務者は、鉱泉浴場の入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書を提出してください。

提出期限までに申告書を提出されなかった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

お手数ですが、税額が発生しない月についても0円での申告をお願いします。

### (2) 入湯税の納入

納入金については、毎月15日までに申告書に記入した前月分の徴収税額を下記の金融機関等を通じて納入してください。

#### 【納入場所】

八十二銀行、長野銀行

みずほ銀行、りそな銀行

松本信用金庫、長野県信用組合

長野県労働金庫

松本ハイランド農業協同組合、あづみ農業協同組合

ゆうちょ銀行・郵便局（長野・新潟県内に限る。）

※ ゆうちょ銀行・郵便局での納入を希望する場合は、納入用紙が異なります。郵送でお送りしますのでご連絡ください。

## 9 延滞金・加算金等

### (1) 督促手数料

督促状を発した場合に1通につき、100円督促手数料が加算されます。

### (2) 延滞金

法定納期限内に納入されない場合は、税額（税額が2,000円未満であるときは全額を、1,000円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）に次の割合を乗じて計算した額が加算されます。

令和3年1月1日以後の割合

ア 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで その年の延滞金特例基準割合+1%

イ アの翌日以降 その年の延滞金特例基準割合+7.3%

・ 延滞金特例基準割合

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。

### (3) 加算金

過少申告をされた場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が、それぞれ表のとおり課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき	不足金額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき	納入すべき税額×40%
加算金の 加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金及び重加算金を徴収されたことがある場合	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く。)

## 10 鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書の提出

次の場合は、必要事項を記入した鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書を提出してください。

- (1) 新たに鉱泉浴場を経営するとき  
経営開始日の前日までに申告してください。
- (2) 提出した申告書の内容に変更があったとき  
経営者や施設の名称などこれまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告してください。
- (3) 鉱泉浴場を長期休業、閉鎖するとき

※ 「鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書」については、松本市ホームページからダウンロードできます。

## 11 税務調査

入湯税の適正かつ公平な課税を期するため、電話による確認のほか、実地の調査を行うことがあります。

調査の際には、関係する資料の提示等をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 12 申告書の記入例

(1) 入湯税納入申告書 (以下の様式は、令和5年4月以降の様式です。)

※ 1枚目が提出用です。2枚目は控えとして保管してください。

様式第64号 (第28条関係)	法人番号又は個人番号	記入してください	特別徴収義務者指定番号	松本市が指定する番号を記入してください
-----------------	------------	----------	-------------	---------------------

市 税				
納入書兼納入済通知書 (公)				
松本市が指定する番号	住所 松本市丸の内3番7号			
年度	氏名 (名称) (株)〇〇 代表 松本太郎			
歳 入	氏名 (名称) (株)〇〇 代表 松本太郎			
一般会計	款 市 税	項 入湯税	目 入湯税	
税 額			百 千 円	
督促手数料			1 2 2 6 3 0	記入不要
延滞金	年 月 日 分			記入不要
計			1 2 2 6 3 0	
納期限 令和5年4月15日				
摘要	納期限は、利用月の翌月15日 (土日祝日の場合は翌営業日)			
(宛先)	松本市会計管理者			

入湯税納入申告書 令和5年3月分 (3月1日～3月31日 利用分)						
(宛先) 松本市長 松本市市税条例第179条の規定により申告します。						
令和5年4月13日 特別徴収義務者 所在地 松本市丸の内3番7号 名称・代表者氏名 (株)〇〇 代表 松本太郎 電話番号 0263-33-4218						
日	課税標準	課税免除	12歳未満子 修学旅行等学生		総利用人員計	
入湯客の利用年月を記入してください。	宿泊 30 人	日 帰 5 人	1 人		30 人	
4	31 25	6 6	2 2		33	
5	26	10			36	
6					0	
7	28	11	3		42	
8	29	12	2		43	
9	30	13	3		46	
10	31	16			47	
11	32	5	2		39	
12	33	6	1		40	
13					0	
14	35	7			42	
15	36	8	1		45	
16	37	9	2		48	
17	38	10			48	
18	39	11			50	
19					0	
20	33	16			49	
21	35	10			45	
22	23	11			34	
23	24	13			37	
24	23	12			35	
25	35	14			49	
26	35	11			46	
27					0	
28	35	7			42	
29	20	7			27	
30	3	8		30	41	
31	35	15			50	
合計	783	259	18	30	1,090	
区分	課税標準	税率	税 額			
宿泊	783 人	150円	117,450 円			
日帰	259 人	20円	5,180 円			
合計	1,042 人		122,630 円			
鉦泉浴場名称	〇〇温泉宿					
鉦泉浴場所在地	松本市丸の内3番7号					

※ 特別徴収義務者は毎月15日までに前月1日から末日までの入湯税を申告納入してください。

※ 納期限は、利用月の翌月15日 (土日祝日の場合は翌営業日)

※ 延滞金は、滞り続いた翌月の15日までに納入をお願いします。

※ 摘要欄は過不足を調整する場合記入してください。

(2) 鉱泉浴場の経営開始(変更)申告書

様式第65号(第28条関係)

	<table border="1"> <tr> <td>特別徴収義務者 指 定 番 号</td> <td>松本市が指定 する番号</td> </tr> </table>	特別徴収義務者 指 定 番 号	松本市が指定 する番号
特別徴収義務者 指 定 番 号	松本市が指定 する番号		
鉱泉浴場の経営開始 (変更) 申告書			
令和5 年 4 月 13 日			
(宛先)松本市長 申告者 (特別徴収義務者) 所在地 (住所) <b>松本市丸の内3番7号</b> 名称 (事業所名等) <b>(株)〇〇</b> 代表者氏名 <b>松本太郎</b> 電話番号 <b>0263-33-4218</b> 法人番号又は個人番号 <b>記入してください</b>			
松本市市税条例第183条の規定により申告します。			
鉱泉浴場の 所在地及び名称	所在地 <b>松本市丸の内3番7号</b> 名 称 <b>〇〇温泉宿</b> 電話番号 <b>0263-33-4218</b>		
異 動 事 項 該当番号を○で 囲んでくださ い。	1 新規開始 4 特別徴収義務者変更 7 その他 ( ) ②長期休業 5 代表者変更 3 閉 鎖 6 鉱泉浴場所在地・名称変更		
異 動 事 項 の 発 生 年 月 日	令和5 年 5 月 1 日		
異動事項の内容	<b>旅館改修工事のため令和6年3月31日まで休業予定</b>		
保健所の許可番号			

※1 新規開始の場合、「異動事項の発生年月日」欄に開始年月日を記入し、保健所の許可番号を記入してください。

※2 各種変更の場合、「異動事項の発生年月日」欄に変更年月日を、「異動事項の内容」欄へ変更前及び変更後の内容を、また保健所の許可番号を記入してください。

※3 長期休業又は閉鎖の場合、「異動事項の発生年月日」欄に休業又は閉鎖年月日を、休業の期間が定まっている場合は「異動事項の内容」の欄へ再開予定年月日を記入してください。

令和5年4月発行

松本市役所財政部市民税課

〒390-8620

長野県松本市丸の内3番7号

TEL 0263-33-4218

FAX 0263-36-9345

E-mail [siminzei@city.matsumoto.lg.jp](mailto:siminzei@city.matsumoto.lg.jp)